

新潟市ユースアドバイザーに関する要綱

(設置)

第1条 本市の若者の自立に向けた支援をサポートするため、新潟市ユースアドバイザー（以下「ユースアドバイザー」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 ユースアドバイザーは、新潟市ユースアドバイザー養成講座を修了した20歳から75歳までのものの中から教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 ユースアドバイザーの定数は、60人以内とする。

(期間等)

第4条 ユースアドバイザーの委嘱期間は、2年とする。ただし、委嘱期間中に追加で委嘱する場合は、その残期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、第6条第2項又は第3項の規定に違反した場合等特別の事由があるときは、任期中であってもユースアドバイザーを解職することができるものとする。

(職務)

第5条 ユースアドバイザーは、次の職務を行う。

- (1) 新潟市若者支援センターにおける若者の見守りに関すること。
- (2) 新潟市若者支援センターの事業補助に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、若者支援に関すること。

(活動の制限)

第6条 ユースアドバイザーは、その職務を遂行するに当たって、教育委員会の定める方針を理解し、活動するものとする。

- 2 ユースアドバイザーは、職務上必要な場合を除き、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 ユースアドバイザーは、その若者支援事業の信用を傷つけ、又はその事業全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 ユースアドバイザーは、相互に連絡を密にし、お互いに協力し合わなければならない。
- 5 ユースアドバイザーは、常にその活動を行う上で必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、ユースアドバイザーに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。